

# 高知県産茶「<sup>とさちや</sup>土佐茶」シンボルマーク募集要項

## 1 趣旨

土佐茶振興協議会（以下「協議会」という。）は、高知県内の茶生産団体や行政組織等で構成された、高知県産茶の総称である「土佐茶」の生産振興やブランド力の向上、消費拡大を目的に活動をしている団体です。

この度、協議会では、土佐茶のさらなる振興・認知度向上を図り、その魅力を広く発信していくため、土佐茶を象徴するシンボルマークを募集することとしました。

本シンボルマークは、協議会や関係団体等が作成する各種販促物や情報発信媒体等に活用するとともに、土佐茶生産者の皆さまにも幅広く使用していただくことで、土佐茶の統一的なイメージ形成とブランド力の向上につなげることを目的としています。

つきましては、土佐茶の魅力やイメージを表現し、親しみやすく長く愛されるシンボルマークを、下記の通り募集します。

### <sup>とさちや</sup>土佐茶とは・・・

○土佐茶は、高知県産の茶葉100%で作られたお茶の総称（ブランド名）です。

### 特徴・・・

○土佐茶は、高知県内の主に仁淀川・四万十川上流域の中山間地において、主に急傾斜地で生産されており、温暖多雨で昼夜の気温差が大きく茶樹が養分を蓄えやすいため、お茶の品質を高めると言われています。

○蒸し時間が短い製法（普通煎茶）で加工されるため、一般的な煎茶（深蒸し煎茶）と違い、茶葉の形状が壊れません。そして、お茶を淹れた時に、茶葉が本来持っている香りを損なわず、濁りのない金色の透明なお茶になります。土佐茶は、透明感のある「金色透明（きんしょくとうめい）」なお茶の色、香り豊かで深い味わいが大きな魅力です。

※土佐茶の詳細な特徴については、土佐茶振興協議会ホームページをご参照ください。

土佐茶振興協議会HP（土佐茶プロジェクト）URL：<https://www.tosacha-pj.jp>

## 2 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

## 3 応募・提出方法

「WEB申込みフォーム」又は「封書」によりご応募ください。

### 【WEB申込みフォームの場合】

応募フォームにアクセスし、応募者情報を入力の上、原案（デザインデータ）を添付して、提出してください。

(URL) [https://mangaoukoku-tosa.jp/page.html?page\\_id=622427379723](https://mangaoukoku-tosa.jp/page.html?page_id=622427379723)

デザインデータは、J P E G又はP N Gのどちらかとし、1 ファイル 10MB以内、R G Bカラーで応募してください。

#### 【封書の場合】

応募サイトから応募用紙（A 4 縦）をダウンロードし、応募者情報を記載うえ、作品の裏面に貼り付けて、1 部提出してください。

応募用紙の印刷が難しい場合は、用紙に記載されている必要事項を作品の裏面に直接記入してください。

#### 4 募集期間

2026 年 6 月 20 日（土）～2026 年 8 月 20 日（木）17 時

※W E B 申込みフォームから応募の場合は締切時間までに受信した作品を有効とします。

郵送の場合は当日消印有効。

#### 5 注意事項

##### (1) デザインについて

- ① 応募点数は、1 人（1 グループ）1 点限りとします。
- ② 作品は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。未発表とは印刷物、映像やW E B ページ等で公表されておらず、また、過去のコンクール等で入賞していないものを指します。
- ③ 生成A I を用いた作品は応募不可とします。
- ④ 他に類似の例があり、商標登録及び出願の公表がされていることが判明した場合や、上記②、③及び以下に該当する場合は、審査結果発表後であっても賞を取り消すことがあります。
  - ア 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害する恐れのある場合
  - イ 政治的、宗教的、商業的メッセージを含む場合
  - ウ 反社会的な要素、誹謗中傷を含む場合
  - エ 公序良俗その他法令の規定に反する場合
  - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合
  - カ 法令又は本募集要項に反する場合
- ⑤ 高知県産茶「土佐茶」を象徴する図案にしてください。文字デザイン（ロゴタイプ）は含めないでください。
- ⑥ 応募作品の作成方法は、手書き、デジタルデータを問いません。ただし、日本工業規格 A 4 版の白色用紙を縦長で使用し、上下左右各 3 cm の余白をとった範囲内にデザインし、余白に上下が分かるように記載してください。
- ⑦ 色数は自由ですが、白黒（又は単色）や拡大・縮小して使用できるよう考慮してください。
- ⑧ 応募作品の元データ（フォトショップデータ、イラストレーターデータ等）は、審査が決定するまで保管し、協議会からの要望があればご提出ください。

## (2) その他

- ① 個人又はグループでの応募が可能ですが、グループで応募される場合は代表者 1 人の方が応募の手続きを行ってください。
- ② 応募作品は返却いたしません。
- ③ 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ④ 18 歳未満の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。18 歳未満の方が応募された場合は、保護者の同意が得られているものとみなします。
- ⑤ 最優秀賞作品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利）は、すべて協議会に帰属するものとします。また、最優秀賞受賞者（著作者）は当該作品に関して、著作者人格権に基づく権利行使は行使しないものとします。
- ⑥ 最優秀賞受賞者は、採用作品を協議会が商標出願及び登録を行うことを認めるものとします。また、採用作品を商標出願しないこととします。
- ⑦ 入賞作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、全て入賞者の責任となります。
- ⑧ 入賞作品のうち電子データで制作された作品は、当該データを協議会に無償で提供するものとします。
- ⑨ 最優秀賞作品は、必要に応じて調整や補正を行います。
- ⑩ 個人情報については、応募の確認、作品の審査、入賞者への通知、入賞作品の公表以外には使用しません。入賞者の発表の際は、入賞者の住所（市町村）及び氏名のみ公表します。（児童・生徒に関しては学校名と学年も併せて公表します。）グループで入賞された場合は、代表者以外の方の住所及び氏名の提出をお願いします。
- ⑪ 応募をもって、本募集要項に同意したものとします。

## 6 審査及び発表

- (1) 審査は、高知県産茶「土佐茶」シンボルマーク審査委員会（仮称）において選考し、最優秀作品をシンボルマークの原案として使用します。
- (2) 入賞者本人への通知は令和 8 年 12 月頃を予定しています。また、入賞作品及び作者の発表は、土佐茶振興協議会ホームページへの掲載や報道機関等を通じて公表する予定です。なお、入賞されなかった方への通知は行いません。
- (3) 最優秀賞に選考された作品は、パンフレット等の広報物やのぼり等の備品類、協議会関係者用の名刺、生産者の商品デザイン等に使用される予定です。

## 7 賞及び表彰

区分	点数	内容
最優秀賞	1 点	賞金 100,000 円（18 歳未満は図書カード）
優秀賞	2 点	賞金 20,000 円（18 歳未満は図書カード）

※賞金については振込、図書カードについては郵送します。入賞者へ後日振込先を確認させていただきます。

8 応募先及びお問い合わせ先

土佐茶振興協議会事務局（JA高知県営農販売事業本部農畜産部農畜産課内）

〒781-0112 高知県高知市仁井田字新港 4706 番地 4

T E L : 088-884-8116

※WEBフォームから申請をする場合は、以下の二次元コード又はURLから申請してください。

（二次元コード）



（URL）

[https://mangaoukoku-tosa.jp/page.html?page\\_id=622427379723](https://mangaoukoku-tosa.jp/page.html?page_id=622427379723)